

住宅宿泊事業のご案内

住宅宿泊事業とは

旅館業法に規定する営業者以外の者が、**宿泊料を受けて「住宅」に人を宿泊させる事業**であって、人を宿泊させる日数が**1年間で180日を超えないもの**をいいます。

※ 180日を超えて宿泊させる場合は、旅館業法による許可が必要です。



☑ 【住宅宿泊事業を行うには】

市町村区域（特別区及び保健所設置市である八王子市・町田市を除く市町村区域）で住宅宿泊事業を行う場合は、**東京都への届出**が必要です。（**特別区及び保健所設置市で行う場合は、各区市への届出が必要**となります。）

事業開始までの手続

事業開始までの手続の流れは、以下の通りとなります。

Step 1

事前相談

① 届出前に事前相談を受けてください。

- ・ 制度の詳細や届出に必要な書類、事前準備等について説明いたします。
- ・ 予約制となっておりますので、お電話にて受付いたします。
(TEL : 03-5320-4732 住宅宿泊事業調整担当直通)
- ・ 事前相談の際、可能であれば対象住宅の図面をお持ちください。

Step 2

事前準備
届出書類
の作成等

② 事業開始に必要な事前準備を行ってください。

- ・ 消防署への相談、周辺住民への周知、マンションの管理規約の確認（分譲マンション等の場合）、安全確保の措置状況を示したチェックリストの作成等が必要となります。

Step 3

届出

③ 事前準備・必要書類が揃いましたら、届出を行ってください。

- ・ 直接窓口にて届出を行う方法と、観光庁が運営する、『民泊制度運営システム』を使用した電子による届出方法があります。
- ・ 不備等がある場合、修正をお願いをさせていただくことがありますので余裕をもって届出を行ってください。

届出完了

④ 届出書類の確認等が終わりましたら、届出番号及び標識の発行を行います。

- ・ 最終的に必要な措置を確認の上、事業を行ってください。

問い合わせ先

<住宅宿泊事業の届出、苦情相談等に関すること>

東京都産業労働局観光部振興課住宅宿泊事業調整担当

電話 03-5320-4732

詳しくは、東京都産業労働局HPへ

東京都 住宅宿泊事業 手続

検索

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/sinsei/tourism/minpaku/>

東京都産業労働局HP



<住宅宿泊事業法に関すること、民泊制度運営システム、その他民泊の制度などに関すること>

・民泊制度コールセンター（観光庁）

電話 0570-041-389

・民泊制度ポータルサイト（観光庁）

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>

民泊制度ポータルサイト



minpaku 民泊制度ポータルサイト

相談窓口

東京都産業労働局観光部振興課住宅宿泊事業調整担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階中央

TEL: 03-5320-4732

※平成31年2月18日に相談窓口が24階から19階に移転しました。

- 相談予約申込受付時間 平日 午前9時～午後5時30分
- 事前相談・届出受付時間 平日 午前9時30分～11時30分、午後1時30分～午後4時30分



最寄駅からのアクセス

- ・「JR新宿駅」(西口から徒歩約10分)
- ・都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」
- ・新宿駅西口(地下バスのりば)から都営バス又は京王バス(都庁循環)「都庁第一本庁舎」「都庁第二本庁舎」「都議会議事堂」 下車